

昭和五二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言 ■

春闘と労働運動の進路……………	2
統一地方選挙をふり返って②……………	3
全電通の“社会党ジャック”を許すな……………	3
“総評解体の危機”とたたかう……………	7
階級的ナショナルセンターの骨格(案) 岩井章……………	7
「労戦統一」をめぐる総評の動き……………	12
——総評第二回批評(三月二〇日)について——……………	12
国 労 に 新 た な 攻 撃……………	16
——労働協約改訂への体制を強めよう——……………	16
資料 国労と新会社の「労働協約」(要旨)(一)……………	17
資料 総評・労戦統一への当面のとりくみについて……………	15
“アジア平和の船”に参加しよう……………	11

旬刊 社会通信

NO. 333

一九八七年五月二一日

一九八七年五月二一日発行
(毎月一日・二一日・三回発行)

■巻頭言■

春闘と労働運動の進路

八七春闘をめぐる情勢は主として四つであった。第一に円高による猛烈な産業構造の変化、それにとまなう独占の攻撃、第二に大量失業時代の到来、「企業城下町」の崩壊にとまなうかつてない失業への不安、第三に昭和六二年度予算案にあらわれた政治反動、そのたたかいが焦点になったこと、第四に労働運動の弱体化であった。

第一の特徴は(1)J・C運動の終焉、(2)第三次産業共闘の台頭という現象を生んだ。この結果は賃上げ状況にもあらわれた。J・Cでは鉄鋼、造船が定昇のみベア・ゼロでそれぞれ賃上げ(率)が三八〇〇円(一・五五%)、三九〇〇円(一・六五%)、電機、自動車それぞれ七四三八円+ α (三・五八+ α)、六九九〇円(三・二二%)であったのにたいし、第三次産業では私鉄一万八〇〇円(四・六二%)、全電通一万一六〇〇円(四・九四%)、電力九八五〇円(三・九%)となったことである。

第二の特徴は(1)労資の自助努力はもはや限界、(2)労働組合の役割は雇用を守ることと、労働条件が投げ捨てられる傾向を生んだ。

第三の特徴は売上税が春闘の最大の焦点とされたことである。総評事務局長は「売上税でストライキを」と演説した。それにたいして私鉄総連の書記長は「それもけっこう。だが本場に職場に火をつけていいのか」と問うた。売上税は統一地方選挙前半戦のたたかいに大きな影響を与えた。だが、春闘と結合し、売上税反対の労働運動の側からする大衆運動はきわめて弱かった。ストライキも口だけに終わった。

第四の特徴はこうして労働運動の弱体ぶりをさらにきわだたせる結果に終わったことである。日本生産性本部の機関紙「生産性新聞」(四月二日付)は、「一言でいって全労協主導の賃金闘争であり、今秋、結成が決まっている全労連の門出を明くした」と述べているが、結果はまったく逆のことを示すものだ。それはこのほど発表された自動車総連の意識調査にも明らかだ。というのは、全労協の連合移行について「大体は理解している」一五・七%、「よく理解している」一・八%と全労協を知っている者はきわめて少ないのにたいし、「まったく知らない」が三二%もあることである。

こうした結果に、「結果はいかんだが、よくやった」というのが幹部諸氏の感想のようである。論外であることはいうまでもない。同時に、早くも春闘見直し論が再度浮上し始めていることに、われわれは注意を払う必要もある。なぜなら、同盟について中立労連も「組織解散」を予定しており、このままでは八八春闘では春闘共闘委員会の結成は困難となるからだ。しかも、八七年一月には全労連が結成される。

個々の現象は、われわれを励ますものではない。しかし、全労協にも未来はないことをわれわれはしっかりと知ることが必要だ。なぜなら、さきの自動車総連の意識調査、八七春闘の諸結果からも明らかのように、全労協の運動は労働者階級にとってちっともプラスにはならないからだ。情勢は今後はげしく動くだろう。円は一三〇円台に入った。中曾根の政治反動はつづく。失業、地方の問題も政治問題に転化する兆しをみせている。労働運動こそ政治変革の土台をなす。労働運動再生のため、あらゆる力を結集しようではないか。

統一地方選挙をふり返って ②

全電通の「社会党ジャック」を許すな

司会 統一地方選挙前半戦の状況については前号で、ほぼ網羅していただきました。今回の選挙についてみなさんがお考えになっていることを自由に、かつ辛辣にお話ください。

伸びたのは中曽根さん、土井さんのおかげ

C 道府県議選等で社会党が躍進できたのは、なんとといっても中曽根さんと土井さんのおかげだね。

B 社・共が伸びて、民社が伸びないのは、自民党と対決するか、しないかによっているね。矛盾が深まると、日本資本主義は、中道的党を養っているゆとりがなくなり、大企業は民社党より自民党に力をいれざるをえなくなる。それに反発する労働者は、民社党を通りこして、社会主義政당을支持する傾向になるね。

A 「違憲合法論」、「原発見直し論」、「新宣言」、「保革連合論」……と、労戦再編に流され反独占、反自民の対決を忘れた前委員長時代にくらべて、土井委員長の社会党に勤労民の期待が集まったのは当然だね。

D この選挙勝利で土井委員長の立場が強まったのは良いことだ。

E そう、前書記長は全電通委員長と連携して、早期に次期委員長をねらっているといわれていたからね。

都知事選敗北は重大

C しかし中執をみると、政構研が圧倒的だね。勝てるはずの都知事選で敗れたのは、重大だ。

E 土井委員長は、候補者選定の最終段階で、三役一任をとりつけ、俵萌子さんに決めようとしたのに、共産党も推すようになる候補ではだめだとする全電通等の猛反対によってつぶされてしまった。総評幹部は当初俵さんでよいとしたのに、全電通等の意向で、やはり反対にまわったといわれている。

B 都本部役員は社共統一ではやらないと決めていることを強調したが、社共統一の確認団体「明るい会」方式でなくとも、市民団体が中心となって、社と共は別々に俵さんを推すといった形で、勝利することができたはずだ。自・公・民の統一候補に勝つためには、社共がなんらかの形で統一候補にする以外にないものね。

A 全民労連を推進する労組幹部とそれを代弁する党幹部とが、共産党を徹底排除し、絶縁しようとしているわけだ。

C 国鉄闘争のさなかに、国労東京地本や東京地評や、「東京会議」や「国民会議」の集会和、請願デモに党代表を送らせず、「日本社会党国会議員団」の看板やタスキを使わせなかったのも同じだね。いずれの集団も社会党支持者の方がはるかに多かったのに。全電通出身の労働局長による強引な指導だった。「人活センター」の調査にはいろいろ土井さんを、行かせなかったのもそうだ。

共産党にも責任

A ただ、日本共産党の相変わらずの態度は、全電通幹部等がつけいるスキをつくっているね。マルクス・レーニン主義を正しいとする社会党員でも、日本共産党を嫌う人が多

いね。たとえばせつかく市長選を統一候補で協力して闘っているところさえ、共産党の市議候補は社会党の悪口を当然のように演説したり書いていたりしているものね。昔からのこのようにやらしさがなくならないかぎり、社共の間に信頼関係は育たないね。

B 敗戦後の「民主人民戦線」が成功しなかった原因は、社会党右派と共産党の両者にあったと山川均さんは述べておられるが、社会党右派も共産党も、あのころからたいして進歩していないね。結局、独占資本や自民党を喜ばせつづけている。

D このようななかで、福岡県知事選を社共の協力で勝ちとったのは大きいね。

C そう非常に大きい。現在たたかわれている区長選や市町村長選でも、共産党を排除しない革新統一候補の勝利が期待されるね。

E 大阪府知事選をみると、革新的とはいいがたい候補に自・社・公・民が相乗りしていて、共産党の独自候補が百万をこえる票をえている。社会党は、中執も東京も大阪も、猛省が必要になっているのではないか。

A この絶好の機会に公も民も伸びなかったのは、主要なところで自民との相乗りが多くなり対決がなくなったからだろう。売上税問題を契機に、勤労国民のための政治を本当に実現するには、排除し対決すべきは社会主義協会や共産党ではなく、自民党であることがあらためて実証されたといつてよい。

B 反独占・反自民の全野党共闘を追求することが、自民党に勝つことも現実的な道だということだね。公明党や民社党や共産党の自己変革も必要だが、なんといっても革新の要である社会党と総評の責任は大きいね。原則にたちかえる再生が必要になっている。

過大評価は禁物

司会 中曽根さんと土井さんのおかげでとりあえず勝てたことを忘れて、社会党が強くなったと錯覚する人が出てくるのではないか。

C そうそう、この間の一部労組集団入党、活動不要党員増等によって、党は弱体化しているのに、この延長上にバラ色の道を夢想して、強大な党建設を不必要と考えるようになったらたいへんなことになるね。

A 自民党側の業界団体が、社会党の勝利は四年ですませるけれども、売上税は通れば永久になるから、今度だけは社会党にいった、といっていることに心すべきだね。

大衆行動を恐怖する労組幹部

E それにしても労働組合の有様はひどいな。中小業者が怒りにもえてたちあがっているのに、ストライキ一つできない。予算案強行採決後の昨日の日比谷野音には、労働五団体が全国から動員したのにたった三千人ほどしか集まらなかった。

B 総評を含め幹部は、この何年かの行動によって労働者大衆の信頼をすっかり失っているね。それだけに幹部は、本気で春闘と売上税とを結合して大ストライキを組織するよいうなことは恐ろしくてできなかった。下部大衆が大きな闘争にたちあがれば、国労の修善寺大会ではないが、ガラ幹の地位は安泰でなくなるもの。

C 県議選等の敗北にもかかわらず、自民党が強行採決にふみきったのは、体制的危機にまで進む心配はないという、独占資本の側のゆとりがあるね。労働者階級の組織的な立ち上がりを心配する必要は当面ないから。

A 六〇年度安保闘争には、三池闘争があり、国労等々のストライキがあったね。議員面会所に、百人や二百人の労働者が来るのちがって、連日二十万人、三十万人の労働者が国会をとり囲んだね。

D あの時ももし日本資本主義の特殊な危機と重なっていたら、体制変革へ発展する可能性があったろう。だからこそ今日の財政赤字は、将来予想される深刻な恐慌より以前に、勤労国民への増税によってなくしておきたい。日経連にとって嬉し涙の出るような労働組合の今日の状況の間にそれをやっておきたいわけだ。

E そう、この闘わない労組にするために、行革も進められてきた。国鉄の分割・民営化は大きいね。労資協調路線も、全民労協による労戦再編も、ここまではほぼ独占資本の望み通りに進められてきた。国労が残り頑張っていることは別として。

矛盾の激化は必至

B しかしこれから先は、彼らの思惑を超えて新たな展開をみることもあるのではない。売上税が、自民党幹部や独占幹部の思惑を超えて国民の意識をゆるがしたように。故向坂先生がよくおっしゃったように、資本主義の発展は矛盾の発展だから。

C 独占資本の生産力がここまで大きくなり、国内的競争とあわせて、かつてならとくに日米開戦しているほど国際的競争が深刻になっている現在、売上税にかぎらず独占資本のとる方策は、労働者ばかりでなく、農民や小経営者等、すべての勤労国民に從來にない大きな犠牲を押しつけようとするほかはない。勤労国民諸階級・諸階層は、独占資本や自民党が自分達の味方でないことを肌で感じるようになる。反独占・反自民の国民戦線成立の必然性は、いよいよ現実性をおびるようになるのではないか。

A それを実現するには社会党と総評の再生が必要だ。そのため左派的な良心的人々の総結集が早急にならなければならない。

D 一方では、独占資本の側も警戒せざるをえないほど、世界資本主義経済の危機は重大化しているね。ガルブレイスのように、一九二九年恐慌の直前に今は非常に似ていることを指摘するブルジョア学者も多くなっている。三菱総研の牧野昇会長等は、「第三の経済危機」として、「日本を襲う未曾有の『円高危機』と『国際的経済大恐慌の到来』を予測している。彼らの示す処方箋についてはいうまでもなく資本主義の限度内の根本的な解決にはほど遠いブルジョアの糊塗策にすぎないが、世界経済の分析は的をいっているところが多いね。

社会党は基本政策を貫け

B それだけに、社会党や労働組合が勤労国民の信頼を失うと、ファシズム台頭の土壌ができて恐いね。労働組合を産業報国会にしてはならないし、社会党の基本政策を全電通委員長のように民社党に一致させてはならないね。

E この選挙でもあらためて明らかになったように、同盟系労組の下部大衆を含め、勤労国民は民社党を支持していないね。あの安保・自衛隊・エネルギー・行革・農業等の基本政策は、自民党のそれと基本的に変わらないことが分っているもの。今さら社会党を民社党の基本政策に一致させようなどというのは、まさに自殺行為だね。

伸長する自民党支持率

司会 この点について最近、興味ある調査結果が報告されています。自動車総連の調査です。政党支持についてだけ指摘しておきますと、自民一五・六%、民社三八・〇%、社会六・三%、公明一・八%、共産〇・七%、社民連〇・五%、その他三・四%、支持政党なし三二・八%です。

E ほう、ここでも支持政党なし、自民党支持が高いですね。二年ほど前、鉄鋼労連の

調査が話題になりましたね。

司会 支持政党で自民がトップに、というものです。自民が一六・一％でトップになった。他は社会一〇・二％、民社一二・二％、共産〇・六％、公明一・七％、社民連〇・四％、その他〇・六％だが、支持政党なしが五五・三％だった。ようするに社会、民社の支持率が激減し、それらが政党支持なしに移った結果、自民党の支持率が相対的にも絶対的にも高くなったというわけです。

E 他に調査やってる組合はありますか。

司会 いっぱいありますよ。だって今や調査ばやりですからね。たとえば電機労連です。八五年一二月調査によりますと自民一二・九％、社会二七・二％、公明一・九％、民社二・四％、共産〇・七％、社民連〇・二％、その他四・三％、支持政党なし四九・八％でした。この組合では社会がトップ、二位が自民……。

E それにしても支持政党なしが多い。

司会 どの調査にも共通していることです。自動車総連の調査でちょっと面白いのは、「支持の有無にかかわらず、心情的に容認できる政党名を二つあげよ」との設問がある。

これへの回答は民社六七・六％、自民六二・七％なんです。しかも、民社党支持者の六割以上(六二・五％)が自民党を容認し、社会党容認はたったの一八・一％という有様です。これはさわめて面白い数字です。

E なるほどね。自動車総連はそうした結果をどう分析していますか。

司会 「民社党支持層の意識が、反自民という野党指向でなく、現政権容認型であること」を示している」と。

E この調査を根拠に、自民との連合が主張されるわけだ。

A 労働組合の調査の多くは、運動を右にもつていく材料にされてますね。職場の声は変革を求めている。だからもつと現実的にならなくてはとね。

E 民社が支持されていないわけだ。それ以上に教育のあり方も……。

「党建協」に全力を

C 共闘といい連合といい国民戦線といい統一戦線というのは、反独占・反自民の領域で売上税のように一致する政策において追求するものであって、党を合同させるべきものではないのだから。基本的にちがう政策を無理に一致させようとすること自体が誤りだ。

A ところが先の党大会でも全電通の代議員が宣戦布告したように、次の党大会では全労連結成を背景にして党の基本政策を変更させるために、統一地方選終了直後から動きが激しくなるね。売上税をめぐる院内の野党共闘を、山岸氏や政構研は「社会・民社・社民連の歴史的和解」にもつていって、「全労連党」ともいべき体制内政党に変質・統合しようとしているわけだ。

B せっかく土井委員長の自民党との強くさわやかな対決姿勢によって勤労国民の信頼を回復した社会党も、「全電通党」だか「全労連党」に変質してしまっただけは、今度こそすっかり信頼を失って致命的になるね。

E それだけに心ある青年・婦人の積極的入党と、良心的党員がどれだけ「党建協」(党建設研究全国連絡協議会)に結集できるかが、決定的に重要になるね。われわれも呼びかけ人の諸先輩を助けて、六月七日の「党建協」設立総会までにはすべての都道府県に大きな「党建設研究会」がつくられるよう、全力をあげよう。

司会 ご多忙のところありがとうございます。

(終)

岩井さんが新論文

「総評解体の危機」とたたたかう

労働運動のあり方は、政治のあり方をも規定する。政治変革は近代社会にあつてはつねに労働運動の大衆の高揚と結びついていることは、歴史が証明することからであるからだ。統一地方選前半戦の結果は、座談会（本号、そして三三二号）にあるように「売上税反対」の国民の意志を明らかにした。しかし、中曽根は居直っている。中曽根以上に強硬なのが経団連、同友会、日経連の独占資本家団体である。これはなぜか。理由は単純だ。彼らは「労働運動をほぼ掌中に納めた」とみなしているからである。

全民労協に彼らが満足しているのはもちろんだ。だが、それ以上に自民党政府、財界を激ましているのが総評の労戦再編への対応だ。この意味でいま総評労働運動は危機にある。一般的な危機ではない。解体の危機に直面している。総評自身が「解体」を口にしていくからだ。したがって、私たちの課題は現段階の総評運動をどうとらえ、どう総評解体の危機とたたかうかだ。

この問題意識を一貫して発展させているのが岩井さんだ。一九七九年の社公中軸論に逆上る。いわば岩井さんは総評の育ての親だ。岩井さんの運動は総評とともにあつた。その岩井さんが「総評解体の危機」との警鐘を鳴らし、労働運動再生を唱えてやまない。「国際労働運動」五月号に、岩井さんの私家「階級的戦闘的ナショナルセンターの骨格」が掲載され、全国の仲間にも「総評の解体を許さず、闘う労働運動の拠点を構築」する方策を訴えている。全文を転載し、読者のみなさんの討論、行動の素材にしたいだきたいと思う。

（編集部）

階級的戦闘的ナショナルセンターの骨格（案）

国際労働運動研究協会会長

岩井

章

まえがき

ここに書く短文は、数年先の新しい日本労働運動の青写真である。現在の総評は「死に体」同然となつたと私は思っているが、今後のあり方は当然流動的である。「総評を守れ。再生せよ。」という私達の願いが生きるか生きないか、確たることは今は言えない。しかし、総評解体の方向を総評自身が口にして以上、それに備えた心づもりは必要だろう。

その意味で、ここに書く短文は主として幹部、活動家、それも日本の階級的戦闘的労働運動をめざす同志に訴えたい一念から書いたものである。

当然荒削りであり、不十分なものであることは断るまでもないことである。同志の討議の中で多くの肉づけをして頂きたい。

一、総評解体に反対する

われわれは総評の再生を願ってきたし、今も願っている。そのためあらゆる努力を払ってきたし、今後も続けていくつもりだ。

しかし、今日の総評をみていると、再建・再生の可能性は殆どなくなってしまったと判断する。総評は自ら解体の方向に進んでいるといっても過言ではなくなった。

総評は一九九〇年前後には「全統統一」をなしとげて自らを解体すると決定しているのだが、現在の諸情勢のもとで、その「全統統一」の可能性は全くないと判断せざるをえない。正確にいえば、総評の路線を捨て、全面的に労資協調路線に切り換えればそれは可能であろう。それ以外の可能性は全くない。

つまり、日本中の官民すべての組合あるいは主な組合が集まって、共同して新しい路線を作りだす真の「全統統一」ではなく、総評が一方的に同盟・全労協路線にすり寄せた時にのみ「全統統一」という名の「再編・統一」の可能性があるのである。本当に「全統統一」を追求するならば、最低限、組合の差別・選別はさせないという歯止めが絶対条件である。

同盟の幹部はくり返し「左派系及び統一労組懇は排除する」と述べているし、最近では総評幹部自身が同様趣旨を述べて同盟幹部と懇談している。総評も全労協へ全面的にすり寄ることを明言し、その道を歩きはじめたのである。したがって、多少の曲折はあっても、総評の主力はその方向へ進み、やがて（数年後）は自ら解体の決議を提起することとなるだろう。

ここ数年間の、国鉄解体をねらった中曽根攻撃に対して総評のとった態度は、その路線を端的に示したものである。

「民営化やむなし、分割反対」という社会党方針を総評も承認した。そして去年から今年にかけては、国労の分裂を進めることに力を貸した。修善寺大会で国労が決定した方針を支持せず、そこで選ばれた国労執行部に圧力をかけ、労資共同宣言路線をおしつけることに狂奔した。これは明らかに総評の変質を意味するものといえよう。

一九八七年秋には全労連が発足する。二重加盟方式の総評民間の大手組合が先頭に立って、やがて、総評解体の動きを強めるだろう。だから、「総評解体に反対」するというスローガンが、当面の左右決戦の中心的テーマとなるだろう。そして結果的に、総評解体に反対するいくつかの組合が主力となつて、総評路線を継承発展させていくこととなるだろうが、その形はかなり流動的なものだろう。

さて、総評解体に反対する組合はいくつあるか。むろんわれわれは総評の解体に反対するが、今日の段階でどの組合が残るか正確にはいえない。しかし概ね予想はできる。官公労の中のいくつかの組合と、未だ全労協に加盟していない民間一三組合中のいくつかであろう。

前々から言ってきたように、われわれは自治労は、日教組、国労、全林野など、そして全国一般、全港湾などと、統一労組懇加盟の組合が総評解体に反対してくれることを期待してきた。しかし、今日の段階では情況をもっと厳しくみておかねばならない。

「全統統一」推進の方針を決定した自治労は、果してどのような態度をとるかなかなか微妙である。内部はなかなか複雑である。統一労組懇に加盟している組合も割合多い。また一月から二月にかけて、国労のすべての地本で組織分裂がひき起こされたが、それは、

俗にいう「旧主流派」が社会党右派と総評幹部と一体となり、さらには国鉄当局との癒着を深めつつ、分裂行動に走ったものである。

このような動きが、左右対立の激化している日教組にどのような影響を与えるのか、予断を許さない緊迫状況が続くだろう。

国労・日教組問題の背景には、政府権力や当局の介入があることは否定しがたい。このような動きが総評の「右転落」とからんで、各県評、地区労にも大きな影響を与えることは避けられないだろう。いずれにしても、「総評解体に反対」する組合が結集して総評の旗を守り、そして新たに加盟する産業別組合、地域組合などで、総評を継承していくこととなるだろう。

この場合、総評の名を継承して使うのか、新しい名称にするのかは、さらに検討する必要がある。

一、左派組合存立の必然性

「総評解体に反対」するこの左派連合組織は、客観的にみて発展性があるのかどうか。まず労働運動の歴史をみよう。

日本の労働組合運動は、戦前戦後をとおして二つの潮流があった。労資協調路線と階級的戦闘的路線である。戦前昭和初期は総同盟と全評、全協であった。敗戦直後は総同盟と産別会議があり、やがてそれは同盟と総評となった。総評には一時期始どの右派組合も加入したが、やがて分裂していった。

総評は戦後労働運動の一時期、労働運動を構造的に代表するといわれたが、それほど総評の戦闘的階級性が多くの労働者・勤労者に圧倒的支持を受けていたのである。その総評が、今日、同盟の流れを汲む全労協に事実上吸収されようとしている。ここで戦闘的階級的路線の流れが途絶えるかどうか、岐路に立っているのである。

総評解体を断乎として拒否し続け、総評を継承する新たな連合体を組織化しようとするわれわれの決断がなければ、日本の労働運動は労資協調路線の流れと統一労組懇との二潮流となってしまうことが想定される。だが、統一労組懇に戦闘的労働者の全てを組織することは、なかなか難しいと判断される。

社会党左派、社民左派、無党派左派の労働者、少くともこれらの思想をもった活動家は統一労組懇に参加することは難しい。したがって彼らのよって立つべき拠点がなくなってしまうのである。ここに客観的にみて新しい左派連合組織の基盤があるのである。

労働組合の連合組織は、むしろ厳密な意味で労働者の思想を代表するものではない。しかし、ある程度思想の傾向、流れを表現する存在だ。その点、企業内に存在する単位組合とは異っている。企業内組合は、企業内の殆どの労働者を網羅して資本に対抗する組織である。

われわれが目ざす戦闘的階級的連合体（新生総評とも称すべきもの）は、社会党左派系と共産党系、更には無党派左派の労組活動家を軸にした統一体である。われわれは社会党左派を支持する。もちろん、労働組合であるかぎり、その他さまざまな思想をもつ労働者が加入するのは当然である。

一方、同盟、全労協は、民社・社会党右派を軸とし、そして最近では自民党支持者を多く抱えた組織ということができよう。

このようにみえてくると、国労から分裂した鉄産総連は、結局、鉄労、動労などの鉄道労連と一体となる必然性をもっているといつてよいだろう。

三、新生総評の路線

この連合体（新生総評）の路線は、資本や権力と闘って労働者・勤労者の生活と権利を守り、職場抵抗と合理化のとりくみを強め、平和と民主主義擁護のために努力することを基本とする。そのため、総ゆる労働者・勤労者の力を結集する統一戦線形成をめざす。さらに、総ゆる革新政党と固い協力関係をつくり、共闘するのは当然である。

新しい運動体を考える上で特に重視したいのは、国際連帯である。

その第一は、国際連帯を進めるに当って、従来ややもすれば反戦・平和の課題が国際連帯の中心課題と考えられがちであったが、日本企業の海外進出が急速に進み、国内産業の空洞化がいわれる今日、同時に労働条件（賃金、労働時間、権利など）についても、国際共同行動が重視されねばならない。

第二は、国際連帯の上で第三世界の労働者・勤労者との連帯がとくに重視されねばならない。日本の独占資本の海外進出が活発となり、世界一の債権国になったといわれる今日、第三世界の労働者を中心に、搾取と収奪に対する反発は一段と強まることは当然である。われわれは、それらの労働者仲間との共闘を深めることが切実な課題となってきた。

四、組織と機構の補強

この連合体（新生総評）は、当然大企業の近代的労働者を組織する。彼らは連合体の中核の一つである。しかし、この組織は同時に中小労働者、下請・孫請労働者の組織化を重視する。パート、派遣労働者や内職労働者に特別の注意を払わねばならない。また、青年労働者の教育と組織にも重点をおく。

さらに地区・県段階の組織も重くみる。県評・地区労は総評の財産だとながれ間言われ続けてきたし、その位置づけは正しい。しかし、全民労協にすり寄っていく総評本部は、この輝ける財産を今は大切に扱っていない。県評・地区労の中でも、全民労協加盟の特定組合の押しつけやごり押しによって、地域活動が軽視され階級性が失われようとしている事実は見逃せない。県評・地区労の左派幹部、活動家は、「総評解体を許さず」「地域闘争をより発展させ」る闘いに、今こそ自信をもち、全力を集中してほしい。

われわれの組織方針を機構の上で次のように生かすことを考えたい。

一定の組合員数に応じて選ばれる各組合選出の代議員をもって構成する決議機関を設ける。方針決定に当っては、次に述べる諮問委員会の同意を得た上で決定されねばならない。その諮問委員会は、次のように各階層別に同数選ばれる者で構成する――大企業労働者、中小・下請・孫請、パート・派遣労働者、婦人労働者、青年労働者など、五つのグループをとりあえず設ける。

この諮問委員会の目的は、組合民主主義と大衆路線を重視し、労働運動の活性化をはかるため、各層の発言を活発にするためのものである。

今日の労働者・勤労者の要求や関心事項は多様である。

しかし、資本や企業によって搾取され抑圧されていることに変わりはない。否むしろその搾取は強まっているのだが、そのやり口は巧妙である。そのため、その搾取され抑圧されていることに気づかないか、あるいは怒りが弱められてしまっている。そして消費生活だけは豊かであり、派手になっている。

ここ五年くらいは、日経連のいう生産性向上より賃金上昇の率は下回っている。労働時間（主として残業時間）も長い。どれひとつとっても、生活水準の向上を示すものはない。しかし、物があり余るほど売っている。自動車も国民の五〇%が運転免許をもっている。消費面は豊かになり派手となった。だから、一時「中流」などと操作された意識状況になったこともある。だがそのメッキはここへきて急速にはげつつある。それは、人間生活の土台である住宅、健康、教育、老後、年金といったものに対する不満が増えてきたことが証明している。その意味では、これからが生活や権利、そして平和と民主主義を守る真の闘いがはじまるのである。

今日、資本主義体制の根本的矛盾が円高などで現われてきた。独占資本は大衆課税や軍事産業の拡大、第三世界への搾取を強めることでそれを乗りきろうとしているが、矛盾は一層拡大するばかりである。大量失業や賃金切り下げなどはその表れである。したがってわれわれは、自らの組織を強めてその矛盾の根源（資本主義）に向かってねばり強く闘うための体質強化が求められているのである。

このような時、総評は自らを解体し、同盟・全労協路線に合体しようとしているが、われわれはこのような悲劇的狀況を乗り越えるため、決断しなければならぬ。

〔国際労働運動〕八七年五月号

「アジア平和の船」に参加しよう

一九八七年「アジア平和の船」が七月四日（土）新潟港から出航します。船は五二〇〇トン、ソ連極東海運からチャーターしたブリアムリーエ号です。ウラジオストク、元山、平壤、南浦、南京、上海を訪問して、七月一八日（土）、博多港に帰ってきます。

ことしは、ソ連邦の大一〇月革命七〇周年、朝鮮統一のための国際連帯年、南京大虐殺事件五〇周年、そして日中国交回復一五周年です。各訪問先で、記念の平和集会を開きながら、各国の労働者、勤労市民大衆と語り合い、いろいろな所を見せてもらいます。ダンス・パーティ、芸術観賞などもあります。

船上では、著名な講師陣による洋上平和と大学が開かれます。また参加者有志の自主講座も開きます。その他、上陸前には各国語の簡単な会話の授業や専門音楽家による歌唱指導もありますし、映画会、ダンスの会も予定されています。

「アジア平和の船」は、平和と軍縮を旨とし、対決に代る対話を掲げるために大衆が国際友好親善の使者となつて、もつとも身近かな国々を歴訪する旅です。友好と平和を願う方々に広くご参加いただくよう訴えます。

日時・一九八七年七月四日～七月一八日

代表・岩井 章（国際労研会長）

※詳細については「アジア平和の船実行委員会」（千代田区六番町二 自治労第二二会館、電話〇三一二六三一九三八四）にお問い合わせください。

「労戦統一」をめぐる総評の動き

——総評第二回抜評(三月二〇日)について——

総評、「労戦統一」への対応急ピッチ

総評は三月二〇日の第二回拡大評議員会に、昨秋(一一・一九)の単産・県評代表者会議以降の、労戦統一にむけての総評の取りくみの経過と問題点を報告し、七月の定期大会には「労戦統一の促進にむけて、さらに具体的方針を提起すること」を提案して了承された。

真柄事務局長が経過として報告したのは四項目——①「全統統一準備会」(仮称)の設置へむけての各団体との協議の内容、②公労協・公務員共闘労戦問題検討委員会での討議内容、③地域小委員会(三・九)、労戦・春闘対策東西ブロック会議(東は三・一三、西は三・一七)での討議経過、④全労協の連合組織移行に伴う総評財政問題と「連合」事務局体制への総評としての対応と準備——であり、この四項目に関して簡単な提案が行なわれた。

地域小委員会は一回目であり、東西ブロック討論集会は二回目だが、そこでの特徴は、地県評代表の発言が極めて少なくなっていることであり、全労協の「連合」移行を一月にひかえて、地県評代表の間に県評運動への危機感が深まる一方、現実対応への中央単産からの圧力が地方に及んで来ている実態を示すものとみてよいだろう。

地域小委員会や東西ブロック会議には真柄事務局長が積極的に出席してイニシアチブをとっているが、その席上、真柄発言として述べられた総評サイドの見解を整理すると次のようになる。

- ①一九九〇年前後の全統統一実現までにあと三年が残されているのみであり、総評が積極的にイニシアチブをとらねばならない。
- ②総評と全労連の併存は認知されている。(全労協参加の)一七単産は総評に軸足を置いてやってもらっているし、公労協・公務員共闘の労戦問題検討委員会では統一対応を確認している。
- ③全統統一にむけての準備会の設置を各労働団体に申入れ、同意をえている。
- ④地方組織問題は既存のナショナルセンター間の話し合いで二―三年のスタンスですすめた(全労連の)地方組織でなく、全統統一の地方組織づくりをめざす。その場合地方オルグ制度についてつめていく必要。
- ⑤地方組織のあり方、さらに総評の将来像については、総評の統一四原則・七方針にそって検討をすすめる必要がある。七月の定期大会には問題点の骨格を出したい(総評としても、同盟の「友愛会議」的なものを残したい気持ちだ)。
- ⑥総評財政は、登録人員の減少(動労の脱退、合化の大量除名、国労の減少などによるもの)によって約三億円の減となる。機能の縮小、幹事の減員、地方オルグ管理の再検討(年間約八億円の支出)などが必要となる。
- ⑦全労連への派遣者は一七名(うち役員五名)となり、一人年間五〇〇万円のバックペイがある。全労連会費の総評負担一〇円(総評への登録人員に対して)支出は官公労の了解をえている。一七名の選定については、関係単産と協議し、単産及び総評本部から派遣者を決定する。
- ⑧七月の定期大会には、労戦統一の促進にむけて、(イ)全統統一の具体的すすめ方、(ロ)それに対応する官公労のとりくみ、(ハ)地方における統一の方向性、(ニ)総評・連合組織並存の時

期における総評の運動、組織機構、財政のあり方、等について、具体的方針を提起する。

「全的統一」は果して実現可能か

拡大評議員会に文書で提起された第四議題、「労働戦線統一への当面のとりくみについて」では、真柄事務局長が小委員会やブロック会議で述べたような具体的内容や見解は省かれている。地方代表の理解を深める意味で、前段の諸会議では口頭による状況説明が先行したきらいはある。しかし、「労働戦線統一」の全体の流れを正しく把握するためには、それらの内容を正確に分析しておく必要がある。

第一は、「全的統一準備会」（仮称）の設置についてである。総評は昨年定期大会で決定された「労働戦線の全的統一の実現をめざして—その目標とプロセス」にもとづき、今年一月一三、一四日の両日、各労働団体に対して要請を行った。その結果は、新産別「賛成であり、新産別は全体の統一を展望しうる時期に解散ということであって、総評の方針とも合致する」、中立労連「趣旨は全面支持したい」、全労協「全労協として、一九八九年までに全体の統一実現の方針をもって準備会、幹事会などに報告する」、同盟「地道にすすめるなら出席する。ただし同盟は秋に解散してなくなる。また同盟としては統一労組懇の問題があること、全労協は基本構想賛成であることをふまえてほしい」との回答であった（総評「労働戦線—ニュース」第九号、二・四）。これは拙評への報告「各団体とも、総評の呼びかけがあれば応ずるとの意向」という表現と大部かけはなれた内容を含んでいるとみななければならないだろう。

総評方針は「可能な限り早い時期に、『全的統一準備会』又はその前段の『懇談会』を出發させる」ことを提起しているが、春闘と統一地方選の終了までは開催は不可能である。また中立労連は五月までに「解体」のための内部検討をすすめ、報告を出すことになっている。さらに、官公労系第二組合である「全労公」をもつ同盟は一月解散を決定しており、「全的統一準備会」の構成組織である期間は極めて限られている。その上、同盟回答は「統一労組懇の問題がある」として、統一労組懇加盟の総評・国公労連を名指しにはしていないものの、全労公の話し合い参加に難色を示している。全労公は「基本構想」支持であり、同盟としては「連合」発足後は、できるだけ早く全労公の「連合」オブザーバー加盟を意図していると伝えられ、官公労統一問題は総評の描くようにそう簡単に軌道にのるとみることはできない。

問題は、総評の主張する「全的統一」とは何かが明瞭でないことである。もしそれが「進路と役割」の選別主義を組織原則とする「連合」を母体とするものでなく、全ての官民労働組合の統一をめざす「全く新しい組織」であり、全的統一の段階では「連合」の解体と「進路と役割」の廃棄を前提としているものであるとすれば、「全的統一の前段階の組織」として、全労協の連合組織移行を了承する（八六・一一・一九、単産・県評代表者会議）という総評見解は明らかに論理矛盾であり、逆に全的統一を困難にするものである。総評が全労協の連合組織移行を了承するということは、当然連合組織の綱領を含む「進路と役割」を承認したことを意味するのであって、全的統一の段階では「綱領」を全面的に改訂するから「進路と役割」は捨て去るという訳にはいかないだろう。

総評はこれまで、「五項目補強見解」「二つの問題」の取扱いをあいまいにして来た結果、「全的統一」を実現する基本的なハドメを失ってしまったと言わねばならない。総評は改めて「全的統一」とは統一労組懇をも含めた統一であるのかないのか、その見解を明確にすべきである。「選

別・排除」の原則を容認した「全的統一」はありえないはずだからである。

第二は、「公労協・公務員共闘労戦問題検討委員会」が統一対応を確認しているということの中味である。この対策委員会に統一労組懇系の国公労連を参加させていることは正しい措置とわいていい。しかし、国公労連を排除することなしに全的統一を実現しようとするれば「進路と役割」に示される選別主義と反共主義を取り除く必要が生じる。ここでもまた、総評は一度「進路と役割」の思想を認めておいて、後で態度を変えろという批判をうけることになるだろう。

総評は「五月をメドに一定の結論をえて、官公労各単産の定期大会でそれを批准できるように、討議の促進に努める」こととしているが、今夏の大会では官公労各単産の最終的態様が迫られることになるだろう。

真の全的統一の実現のため全ゆる障害を排除していく努力と、もしそれが不可能な場合は「総評の解体を許さない」きざんたる態度こそが求められていることを指摘しておきたい。

第三は、地域における統一問題の取扱いである。三月九日の地域小委員会では、メンバー五人のうち三分の一が発言せず沈黙を守っていることが問題であろう。沈黙は現状と総評の対応への批判を意味するのか、それとも大勢への消極的同調を示すものなのか。

小委員会での発言は「民間一七単産はいままで併存加盟を続けられるのか。財政負担が県評脱退につながるおそれ」（新潟）、「日教組、自治労の腹の決め方によって、地方の対応は変わる」（福岡）、「中央は民間先行、地方は全的統一という形のズレがある。各県の状況のちがいがあがるが、後手にならないように」（愛知）、「地方問題はキメ細かな準備と同時に、そんなに時間をかけていられる状況でないことを承知してほしい」（大阪）、「動きは早まるだろう。一七単産だけで県評にかかわりのない組織にならないか心配」（群馬）など、地方組織の統一展望が不明確なことに対する危惧の念が表明されたが、「すでに後手になり状況はどんどんすすんでいる。地域では官公労を含めれば総評が圧倒的に多いのだから、一七単産は全的統一まで併存を守り、総評運動を守るべきだ。全的統一とセットの地域組織統一を原則に検討していくべきではないか」と基本的取りくみを述べた新潟県評の見解が注目されるところである。

東ブロック会議では真柄事務局長は「全的統一をめざし、全民労連の地方組織づくりを先行させないという方向で、県評の意見を大事にし団体間協議をすすめていきたい。情報収集を積極化し、後手にならないよう手を打っていきたい」と答弁しているが、具体的には七月定期大会への提案内容を検討する五月連休後の第二回地域小委員会での一五人のメンバーの発言が極めて重要なものとなるだろう。

第四は、財政問題である。全民労連会費の一部総評負担、単産登録人員の減少に伴う財政縮小、地方オルグ制度の維持管理の再検討などは、いずれも総評機能の縮小と活動範囲の整理につながるものであり、総評の解体を準備するものと言わねばならない。かつて鉄鋼労連の中村委員長が全民労連への移行後の総評を「清算会社」にたとえ、全民労連と総評の会費を総額で固定化し、順次活動を全民労連に移行させつつ、全民労連の会費値上げ分は総評会費を削減して充当していく、との考え方を示したが、右派からの総評解体攻撃は財政問題を通じて、最も強烈に仕かけられてきていると言っているのではないか。総評本部事務局からの全民労連への人事派遣も、総評機能の低下をもたらすことは当然である。

以上みてきたように、総評の労戦統一方針は、「全的統一」を掲げながらその基本的内

容を明らかにすることなく、情況の進展の中で「乗りおけると大変」という焦りを伴いながら、いまや地方組織に動揺をもたらしつつある。総評運動の宝といわれてきた県評、地区労も、中央単産のタテ割りシメツケによる単組、支部の離反を抑える力をもたない。大衆との接点である地方組織を守り、中央、地方を通じて真の全的統一を推進しうる力は地域に広く組織をもつ官公労各単産の決意いかんにかかっていると云って過言ではないだろう。

〔月刊労研センター〕、八七年四月

資料 労働戦線統一への当面のとりくみについて

昨年単産・県評代表者会議（二月一九日）以降、全労協の連合組織移行が確定した事態をうけて、労働戦線の全的統一の実現へむけてとりくみを進めてきた。

それは、①「全国統一準備会」（仮称）の設置へむけての各団体との協議、②公労協・公務員共闘労働問題検討委員会での討議の進展、③地域小委員会の設置と討議の開始、労働・春闘対策東西ブロック会議における討議を中心に各県での討議・とりくみの積極化、④全労協の連合組織移行に伴う財政問題と事務局体制への総評としての対応準備である。またこの間、同盟は大会において解散を正式に決定した。

これらをおまえて、総評は定期大会へむけて以下のようにとりくんでいくこととする。

一、「全的統一準備会」（仮称）の設置へむけてさらに各団体と個別に協議を行ない、可能を限り早い時期に、「全的統一準備会」又はその前段の「懇談会」を発足させる。

二、公労協、公務員共闘労働問題検討委員会については、五月をメドに一定の結論を得て官公労各単産の定期大会でそれを批准できるよう、討議の促進に努める。

三、地域における統一問題については、各県評における討議、とりくみをさらに要請し、連休後地域小委員会を中心に討議をつめていくこととする。その際の中心の問題は、全的統一と並行して実現すべき統一ローカルセンターと連合組織との関連である。この問題については、他団体との話し合い、連合組織内で秋から始まる討議を通じ、県評の意向が反映するように努力していく。

四、全労協の連合組織移行に伴う財政問題については、昨秋組織財政検討委員会・同財政部会合同会議で原案として決定した対応策をもとに、全労協加盟一七単産と個別にも協議を行ない、四月中に対応措置を確定する。

五、また、全労協の人事委員会において討議がすすめられている連合組織の事務局体制については、委員会の総評側委員と密接な連携をとって総評意見の反映に努めているが、その結論をまわって、関係単産と協議をして単産及び総評本部からの派遣者を決定する。

なお、上記四項の措置に伴う財政負担のほか加盟各単産の組織事情からする財政的制約の問題もあり、大会以降の少数精鋭の効率的運営についても機能強化対策特別委員会などであわせて検討をすすめる。

六、以上のとりくみ、検討のうえに七月の定期大会には、労働戦線の促進にむけ、さらに具体的方針を提起することとする。

その内容として予定されるのは、①全的統一の具体的進め方、②それに対応する官公労のとりくみ、③地方における統一の方向性、④総評・連合組織並存の時期における総評の運動・組織機構・財政のあり方、である。

国労に新たな攻撃

——労働協約破棄への体制を強めよう——

JR東日本は国労に不当きわまりない労働協約をつきつけてきた。それは八七年四月二三日付の国鉄労働組合 東日本鉄道本部執行委員会の次の「声明」(全文)にあきらかである。

「 声 明

JR東日本は、四月一日、労働協約(案)を提案してきた。この案は、『利潤追求』を第一義とし、これをすべてに優先させる思想によって貫かれている。

例えば、『組合掲示板』に係わる『設置ケ所』や『内容』に対する過度の規則、『専従指定許可の取り消し条項』や『団交制度』、『現場の苦情処理機関の廃止』など、自由で民主的な労働組合活動に対する制限条項に満ちあふれている。しかも、この労働協約案には、私鉄各社が協約している『公共交通産業としての社会的使命を達成する』目的すら否定するものとなっている。

ここには、過度の合理化や国労に対する過酷な差別攻撃がもたらした『余部鉄橋事故』や『新幹線雪害事故』、そして今年に入って頻発する国電停止位置のズレや架線にまつわる事故などに対する反省のかけらもない。

私たちは、法に従い、人命をあずかる鉄道輸送の安全と正確を守るために、二十四項目の修正要求を提起し、四月一日以来今日まで、JR東日本会社の態度の変更を求めて、団体交渉の場で全力をあげてきた。

会社側は、四万二千名と七千名の第二組合、第三組合らとの間にすでに会社案のまま『労働協約』を調印してきた現実を背景に、一歩も譲らない姿勢に終始してきた。

労働者を虐げ、家族をも巻き込んだきた国鉄時代の労務政策を引きずるこの労働協約案に私たちは、腹の底から憤りをおぼえたと同時に、私鉄労働者や全ての働く仲間に影響の及ぶことを危惧する。

しかし、今日なお陰湿にくり広げられている、差別・選別等の攻撃を排除するためには、無用な混乱を避けなければならないことも大切である。

従って、本日私たちは、次の闘いへの意思を統一しつつこの際、断腸の思いで調印せざるをえない、と判断するに至った。

闘いはこれからである。

私たちは、本日を契機に、労使対等の原則を確立するよう本協約案の改訂期(本年九月三十日)にむけて職場からの議論を組み上げ、併せて日常の職場要求をはじめとする労働条件改善の闘いに取り組む決意を、各級機関と全組合員が固めあおうではないか。

友誼団体や働く仲間、国民の多くの皆さんの協力をえて達成しえた、一昨年の中千五百万をこす『国鉄の分割・民営化に反対する署名運動』の成果をふまえ、広く共闘の仲間、国民の皆さんに訴え、ねばり強い『労働協約改訂』の闘いに全力をあげようではないか。働く者の団結した力で、この無謀な労働協約(案)を必ずや打ち破る日のくることを互いに確信しあい、取り組みを開始しよう。」

この労働協約は後に掲げる労働協約(要旨)に明らかなように、労働組合法、労働基準法改悪の先どりという性格をもっている。したがって、この労働協約はたんに国鉄労働者

の労働基本権をふみにじるばかりか、五千万労働者階級全体、ひいては日本の民主主義の問題である。広範な論議をまきおこし、国労の仲間とともに、この労働協約の破棄にむけてたたかうことが求められている。

資料 国労と新会社の「労働協約」(要旨) (一)

第一章 総 則

第一条 (協約の目的) この協約は、会社・組合双方が信義誠実の原則に従い、健全な労使関係を確立し、もって社業の発展をはかることを目的とする。

第二条 (協約の遵守義務) 会社および組合は、この協約を遵守し、相互に権利を尊重し、誠実に義務を履行する。

第三条 (非組合員の範囲) 次の各号に該当する者については、組合員となることはできない。

(1) 管理職社員(参与、参事、参事補、副参事及び主事の者)
(2) 前号の他、次に掲げる者のうち、会社が指定する者
人事、労務、文書、経理、監査、運転考査、及び秘書担当の係員

第四条 (協約の優先) 就業規則その他これに準ずる諸規程が、この協約に抵触する場合は、その抵触する部分についてはこの協約が優先する。

第二章 組合活動

第一節 就業時間中の組合活動

第六条 (勤務時間中の組合活動) 組合員(専従者を除く。以下同じ)は、勤務時間中に組合活動を行うことは出来ない。但し、次の各号のいずれかに該当し、会社から承認を得た場合には勤務時間内に行うことができる。

(1) 経営協議会に協議委員及び第二三条に定める関係者として出席する場合、また、第二四条に定める幹事が事前に所要事項の打ち合わせを行う場合。

(2) 団体交渉に交渉委員及び第三八条に定める関係者として出席する場合。

(3) 苦情処理会議に委員、補欠委員、当事者及び第七〇条第二項に定める参考人として出席する場合、また、第六七条に定める幹事が申告のあった苦情について事前審理をおこなう場合。

(4) 簡易苦情処理会議に委員、補欠委員、当事者及び第八五条第二項に定める参考人として出席する場合。

(5) 全社大会及び地方大会、中央委員会及び地方本部委員会に正規の構成員として出席する場合。

(6) その他組合の申し出により会社が特に承認した場合。

第二節 専従者

第九条 (専従者の選任) 会社は、特定の社員たる組合員が組合の業務に専ら従事することを認める。

2 前項に定める組合業務専従者(以下「専従者」という)の数は、毎年一〇月一日現在

の当該労働組合の社員である組合員数を基礎に会社が決定し組合に通知する。

3 組合は、前項により決定された専従者数について、本部及び下級機関ごとの割当数を会社に届け出るものとする。

4 組合は専従者となるべき者を選任しようとする場合は、会社が別に定める専従休職許可願を提出し、その許可を得るものとする。

5 組合は専従休職許可願を提出する場合は、専従をしようとする日の少なくとも一〇日前に、本部専従者については総務部勤労課長に、下部機関の専従者については各支社総務課長に提出するものとする。

6 専従者は、専従期間中も社員としての体面を重んじ、職場の秩序を尊重しなければならない。

7 会社は、業務上の必要が生じた社員、または前項の定めるところに反する社員については、第四項に定める許可を取り消すことができる。

第三節 組合による企業施設の利用

第一四条（組合事務所） 組合は、組合事務所として会社の建物を使用する場合は、会社に申し出、その許可を得なければならない。

2 前項の申し出は、会社が別に定める様式の書面で行うこととし、期間は三年を限度とする。但し、更新を妨げない。

3 会社は、必要と認めた場合、貸付施設内に立入り、施設の使用状況について調査することができる。組合は、正当な理由なくその立入り調査を拒むことができない。

3 組合が、会社が許可に際して付した遵守事項に違反した場合には、会社はその使用の許可を取り消すことができる。

4 第一項に定める建物の使用にあたっては、原則としてその建物に課せられる公租公課相当額を負担するものとする。

第一五条（一時的利用） 組合は、会社の施設、什器等を一時的に利用する場合は、会社に申し出、その許可を得なければならない。

2 前項の申し出は、使用の目的、責任者名、時間、人数等を明示して書面で行うものとする。

3 会社は、組合が前項の規定に違反した場合、もしくは申し出と異なる使用方法をした場合には、使用の許可を取り消すことができる。

第一六条（掲示） 組合は、会社の許可を得た場合には、指定された掲示場所において、組合活動に必要な宣伝、報道、告知を行うことができる。

2 会社は、業務上の必要が生じた場合には、前項で指定した掲示場所の変更または取り消しをすることができる。

3 組合は、会社の指定した組合掲示場所以外の場所に、掲示類を掲出してはならない。

第一七条（掲示内容） 掲示類は、組合活動の運営に必要なものとする。また、掲示類は、会社の信用を傷つけ、政治活動を目的とし、個人を誹謗し、事実を反し、または職場規律を乱すものであってはならない。

2 掲示類には、掲出責任者を明示しなければならない。

第一八条（違反の措置） 会社は、組合が前二条の規定に違反した場合は、掲示類を撤去し、掲示場所の使用の許可を取り消すことができる。

（つづく）